

令和 7 年度 第 1 号 競走水面波浪調査分析業務委託
業務説明書【簡易公募型プロポーザル方式】

1 業務の概要

(1) 業務の目的

ボートレースびわこは、琵琶湖の水域の一角を利用したモーターボート競走場であり、波浪対策として、琵琶湖の河川管理を考慮したスリット型の防波堤を設置するとともに、一般的なフロート形式の消波装置を設置している。

しかしながら、競技関係者からは、ボートの操縦に支障が出るうねりが発生し、かつ、ここ 10 年間でうねりの影響がひどくなっているとの指摘もある。そのため、スリット構造となっている防波堤から進入する波浪対策として、防波堤のスリット構造の改良や消波装置の構造変更に関する検討が必要とされている。

したがって、本業務は競走水面の波浪特性と波浪発生メカニズムを把握するため、波浪推算および現地観測と観測データの分析を行い、防波施設の改修に向けた対策方針を策定することを目的に実施するものである。

(2) 業務内容

別紙特記仕様書（案）のとおりとする。

(3) 技術提案を求めるテーマ（特定テーマ）

本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

①波浪推算に必要な諸条件を設定する際に留意すべき点と波浪推算を行うにあたっての工夫について

琵琶湖水面に設置されているボートレース場という特殊条件を考慮した波浪推算を行う必要がある。このような現地特性を踏まえた上で波浪推算を実施するにあたり、どのような気象データを収集し、必要な諸条件を設定するかなど、諸条件を設定する際に留意すべき点と波浪推算を行うにあたっての手法等の工夫に関して提案を求めるもの。

②観測計画における留意点と観測データの分析における工夫について

ボートレース場の運営や構造を考慮した上で、現地観測に基づいて波浪メカニズムを把握する必要がある。このような現地特性を踏まえた上で観測と観測データの分析を実施するにあたり、観測箇所、観測機器の仕様、管理方法等の観測計画における留意点とレース運営に関わる観測データの分析における工夫に関して提案を求めるもの。

(4) 打合せ

業務の打合せは全 5 回とする。

(5) 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

なお、本業務における「主たる部分」は、土木設計業務等共通仕様書においては第 1128 条第 1 項に示すとおりとする。ただし、土木設計業務等共通仕様書第 1128 条第 2 項に規定する「軽微な部分」は除く。

(6) 成果物

成果物は、チューブファイル綴じの報告書、縮小版製本図面、電子データを収録したCDを、合計2部を納品する。

本業務は、電子納品対象業務とする。

(7) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約締結の日より5日以内の日から令和9年1月15日

(8) その他

ア 本業務の特記仕様書（案）は別添のとおりである。

イ 担当部局

〒520-0023 滋賀県大津市茶が崎1-1

滋賀県総務部びわこボートレース局

電話 077-522-1122

FAX 077-523-5240

E-MAIL bl00@pref.shiga.lg.jp

2 提案書の提出者に要求される資格要件

(1) 技術提案書の提出者

滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿（この公告の日（以下、「公告日」という。）において有効であり、かつ、最新のものに限る。）に登録されている者で、次に掲げるすべての要件を満たす者のみが参加することができる。

ア 登録業種および部門、ならびに順位または評点

① 建設コンサルタントの「港湾・空港部門」に登録されている者

② 建設コンサルタントの評点が260点以上かつ、「港湾・空港部門」の共通順位が1位から40位までの者

イ 同種または類似業務等の実績

手続開始の公告日の前日から起算して前15年間（手続開始の公告日の前日までに引渡し完了したものに限る。）において、以下の同種または類似業務の実績がある者

対象は、本申請企業における実績のみとし、以下の対象発注機関（※1）が発注した業務とする。

申請した管理技術者の途中交代は原則認めない。

実績業務はTECRISに登録され、求める実績の内容を確認することができるものに限る。TECRISの登録データで求める実績が記載されていない場合や確認できない場合は、TECRISの補足資料として実績が確認できる他の資料（※2）の提出を認める。

① 同種業務：波浪観測

② 類似業務：波浪推算

（※1）評価対象発注機関：

・滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、（旧）滋賀

県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、
（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県スポーツ協会、
・国土交通省
・全国の都道府県
・全国の政令市、市町村

※上記地方機関を含む。

※滋賀県以外においては、官公庁による出資団体（公社、協会などの外郭団体）を含まない。

※機関名称の変更があった場合、旧機関名称による実績についても評価対象とする。

（※2）契約図書（契約書、設計図書）、金抜き設計書、数量計算書等、業務内容が確認できるもの。

ウ その他の要件

① 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の a) から e) の要件に該当する者でないこと。

- a) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- b) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- c) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- d) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- e) 銀行取引停止処分がなされている者

② 次の a) から e) の要件に該当する者でないこと。

- a) 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者
- b) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- c) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- d) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
- e) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

③参加表明書の提出期限の日から落札決定の日までの期間に滋賀県建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止を受けていないこと。

④ 組合が競争参加資格確認申請した場合において、その組合員でないこと。

⑤ 公告の日以前 3 か月において、滋賀県が定める委託業務等成績評定実施要領に基づき通知した評定点が 60 点未満でないこと。なお、この場合の成績評定通知は平成 29 年 4 月 1 日以降に入札公告を行った業務委託で、入札公告の競争参加資格に定めるものと同じ業種区分に限る。

(2) 配置予定技術者

ア 配置予定技術者に対する要件は以下のとおりとする。

① 配置予定技術者の資格

管理技術者および照査技術者は、「滋賀県が発注する土木設計業務における資格要件（共通仕様書）」で（土木交通部関係）の業務Aに対応する技術者（港湾・空港部門）を配置すること。

管理技術者：a) 技術士（総合技術監理部門：選択科目 建設-港湾及び空港）

b) 技術士（建設部門：選択科目 港湾及び空港）

照査技術者：a) 技術士（総合技術監理部門：選択科目 建設-港湾及び空港）

b) 技術士（建設部門：選択科目 港湾及び空港）

② 同種（類似）業務の実績

管理技術者および照査技術者は下記に示す「同種又は類似業務」について、手続き開始の公告日の前日から起算して前15年間（手続き開始の公告日の前日までに引渡し完了したものに限る。）において、管理技術者または担当技術者として配置された1件以上の実績を有すること。対象発注機関（※1）が発注した業務により行う。

実績業務はTECRISに登録され、求める実績の内容を確認することができるものに限り、実績業務の期間すべてに従事していた場合に限定する。（途中交代していた場合は不可とする。）TECRISの登録データで求める実績が記載されていない場合や確認できない場合は、TECRISの補足資料として実績が確認できる他の資料（※2）の提出を認める。

同種業務：波浪観測

類似業務：波浪推算

ただし、再委託による業務および照査技術者として従事した業務は除く。

（※1）評価対象発注機関：

- ・滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、（旧）滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県スポーツ協会、
- ・国土交通省
- ・全国の都道府県
- ・全国の政令市、市町村

※上記地方機関を含む。

※滋賀県以外においては、官公庁による出資団体（公社、協会などの外郭団体）を含まない。

※機関名称の変更があった場合、旧機関名称による実績についても評価対象とする。

（※2）契約図書（契約書、設計図書）、金抜き設計書、数量計算書等、業務内容が確認できるもの。

なお、企業の実績を確認できる資料が「(1)技術提案書の提出者」の同種または類似業務等の実績において提出する資料と同じ場合は、当評価項目においては、資料の提出を省略できる。

③ 手持ち業務量

管理技術者の重複業務数は、当該業務の履行期間において500万円以上の県発注実質（一時中止等を除く。）業務3件までとする。

3 スケジュール

(1) 参加表明書の提出期限	令和7年11月20日（木）午後5時まで
(2) 選定委員会開催（技術提案書提出者の選定）	令和7年12月1日（月）
(3) 技術提案書提出要請の通知（選定・非選定の通知）	令和7年12月3日（水）予定
(4) 技術提案書の提出期限	令和7年12月19日（金）午後5時まで
(5) 選定委員会開催（技術提案書の評価）	令和8年1月20日（火）予定
(6) 技術提案書の特定通知	令和8年1月23日（金）予定

4 参加表明書の提出方法

(1) 提出方法

1 業務の概要 (8) その他, イ 担当部局に示す担当部局に持参または簡易書留郵便による郵送により提出するものとする。ただし、郵送の場合は提出期限内に必着のこと。提出の必要な様式の一覧は別紙-1による。

(2) 提出書類

- ① 参加表明書（様式-1-1）
- ② 誓約書（様式-1-2）
- ③ 配置予定管理技術者の経歴等（様式-2-1）
- ④ 配置予定担当技術者の経歴等（様式-2-2）
- ⑤ 配置予定照査技術者の経歴等（様式-2-3）
- ⑥ 配置予定技術者（管理技術者・担当技術者・照査技術者）の過去15年間における同種または類似業務実績（様式-3）
- ⑦ 業務実施体制（様式-4）
- ⑧ 企業の実績等（様式-5）
- ⑨ 企業の過去15年間における同種または類似業務実績（様式-6）
- ⑩ 企業の過去3年間に完了したコンサルタント業務の業務成績（様式-7）
- ⑪ 配置予定技術者（管理技術者）の過去3年間に完了したコンサルタント業務の業務成績（様式-8）

(3) 提出期間

令和7年11月7日（金）午前9時から
令和7年11月20日（木）午後5時まで

(4) 提出部数

正本1部および写し3部とする。

5 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者を選定するための評価項目および判断基準は、別紙-2のとおりとする。

(1) 評価対象

- ・企業の過去15年間における同種または類似業務実績（様式-5, 6）

上記「2 提案書の提出者に要求される資格要件 (1) 技術提案書の提出者」に記載の業務実績。

- ・企業の当該部門の過去3年間に完了したコンサルタント業務の業務実績（様式－7）

入札公告年度の前年度の12月31日を起算日として、前3年間に完了したコンサルタント業務において、対象発注機関(※1)が発注した【港湾・空港部門】の業務実績（業務評定点）（※2）。

(※1)対象発注機関：

- ・滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、（旧）滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県スポーツ協会
- ・国土交通省（地方機関を含む。）

(※2) 対象となる業務評価点は港湾関係の業務に限る

- ・配置予定技術者の過去15年間における同種または類似業務実績（様式－2－1～3，様式－3）
配置予定技術者（管理技術者、照査技術者、担当技術者）は、上記「2 提案書の提出者に要求される資格要件（2）配置予定技術者」に記載の業務実績

・配置予定技術者（管理技術者）の過去3年間に完了したコンサルタント業務の業務実績（様式－8）
管理技術者または担当技術者として従事した業務の総合評定点（業務評定点）について、入札公告年度の前年度の12月31日を起算日として、前3年間に完了したコンサルタント業務において、対象発注機関(※1)が発注した【港湾・空港部門】の業務実績（業務評定点）（※2）。

(※1)対象発注機関：

- ・滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、（旧）滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県スポーツ協会
- ・国土交通省（地方機関を含む。）

(※2) 対象となる業務評価点は港湾関係の業務に限る

- ・配置予定技術者（担当技術者の資格）（様式－2－2）

担当技術者の下記の資格。

- ① a) 技術士（総合技術監理部門：選択科目 建設-港湾及び空港）または b) 技術士（建設部門：選択科目 港湾及び空港）
- ② R C C M（港湾及び空港）

- ・配置予定技術者（担当技術者の地域精通度）（様式－2－2）

担当技術者については、申請企業と雇用関係にある技術者のみを評価の対象とする。

6 参加表明書の留意事項

(1) 作成方法

参加表明書の様式は、配布された様式を基に作成するものとし、文字サイズは10ポイント以上とする。作成にあたっては、以下に示すほか、様式の注意事項に基づくこと。

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
配置予定技術者の経歴等 配置予定管理技術者 【様式－２－１】 配置予定担当技術者 【様式－２－２】 配置予定照査技術者 【様式－２－３】	・配置予定技術者について、資格・経歴等を記載する。 ・担当技術者は、主たる担当技術者として１名を記載する。 ・保有する資格の資格（合格）証等の写しを添付する。 ・地域精通度として申請する場合、雇用関係を確認する資料健康保険被保険証の写しを添付する。添付の際には、個人情報の保護等の観点から、１．氏名、２．生年月日、３．資格取得年月日、４．所属事業所名（雇用関係の確認に必要な事項）以外は黒塗りにした上で添付する。 ・配置予定の技術者が過去に従事した同種または類似業務実績等について記載する。 ・記載する実績等は、当該業務説明書に記載した期間に完了した同種または類似業務実績（管理技術者または担当技術者として配置された実績に限る。再委託による業務および照査技術者としての実績は含まない。）とし、配置予定技術者ごとに最大２件までの記載とする。 ・手持ち業務は、公告日現在において、契約金額５００万円以上の滋賀県発注のものをすべて記載する。（一時中止等を除く。） ・プロポーザル方式による業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記する。
配置予定技術者の過去１５年間における同種または類似業務の実績等 【様式－３】	・様式－２－１、２－２、２－３に記載した配置予定の技術者が過去に従事した同種または類似業務実績等について記載する。 ・記載する実績等は、当該業務説明書に記載する期間内に完了した同種または類似業務実績（管理技術者または担当技術者として配置された実績に限る。再委託による業務および照査技術者としての実績は含まない。）とし、実績等の種類を問わず配置予定管理技術者および照査技術者は最大２件まで、担当技術者は最大１件までの記載とする。 ・図面、写真等を引用する場合も含め、業務の実績等１件につき１枚に記載する。
業務実施体制 【様式－４】	・業務の分担について記載する。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合または学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先または協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

企業の実績等 【様式－５】	・企業における実績等について記載する。 ・当該業務に関する登録の部門を記載する。 ・同種または類似業務の実績（再委託による業務の実績は含まない。）は当該業務説明書に記載する期間内に完了した業務を対象とし、記載する件数は最大２件とする。 ・テクリス登録がされている場合は、テクリス番号も記載する。
企業の過去 15 年間に おける同種または類似業 務の実績 【様式－６】	・様式－５に記載した同種または類似業務実績等について記載する。 ・記載する実績等は、当該業務説明書に記載する期間内に完了した同種または類似業務実績とし、１枚につき１件とし、最大２件まで記載する。 ・図面、写真等を引用する場合も含め、業務の実績等１件につき１枚に記載する。
企業の過去３年間に完 了したコンサルタント 業務の業務成績 【様式－７】	・記載する実績等は、当該業務説明書に記載する期間内に完了した業務の総合評価点（業務評定点）とし、１枚につき１件とし、最大２件まで記載する。 ・図面、写真等を引用する場合も含め、業務の実績等１件につき１枚に記載する。 ・総合評定点を証明する資料として、委託業務等成績評定通知書の写しまたは各発注機関が発行する証明書の写しを添付する。
配置予定技術者（管理技 術者）の過去３年間に完 了したコンサルタント 業務の業務成績 【様式－８】	・様式－２－１に記載した配置予定の管理技術者が過去に従事した業務実績等について記載する。 ・記載する実績等は、当該業務説明書に記載する期間内に完了した業務の総合評価点（業務評定点）とし、（管理技術者または担当技術者として配置された実績に限る。再委託による業務および照査技術者としての実績は含まない。）とし、実績等の種類を問わず最大２件までの記載とする。 ・図面、写真等を引用する場合も含め、業務の実績等１件につき１枚に記載する。 ・総合評定点を証明する資料として、委託業務等成績評定通知書の写しまたは各発注機関が発行する証明書の写しを添付する。

(2) 関連資料

同種または類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）」に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。

7 技術提案書の提出者の選定方法

(1)選定・非選定通知

参加表明書を提出した者のうち、評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として5者選定する。ただし、同評価の提出者が5者を超えて存在する場合および評価点が僅差の場合はこの限りではない。技術提案書の提出者として選定したものには、書面により通知する。参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対して、選定されなかった旨とその理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知する。非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（滋賀県の休日（を定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面（様式は自由）を持参または郵送等により、非選定理由について滋賀県知事に説明を求めることができる。

非選定理由の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により行う。

非選定理由の説明書請求の受付場所は、1 業務の概要、(8)その他、イ 担当部局と同じとし、受付時間は、土曜日、日曜日および休日を除く午前9時から午後5時までとする。

8 技術提案書の提出方法

(1)提出方法

1 業務の概要 (8)その他、イ 担当部局に持参または簡易書留郵便による郵送により提出するものとする。ただし郵送の場合は提出期限内に必着のこと。

(2)提出書類

- ア 技術提案書（様式-9）
- イ 業務の実施方針、業務フロー、工程計画（様式-10-1）
- ウ 特定テーマ1、2に対する技術提案（様式-11-1、11-2）
- エ 参考見積

(3)提出期間（予定）

令和7年12月3日（水）午前9時から
令和7年12月19日（金）午後5時まで

(4)提出部数

正本1部および写し3部とする。

9 技術提案書を特定するための基準

技術提案書の評価項目ならびに判断基準は、別紙-3のとおりとする。

10 技術提案書の留意事項

(1)技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討および設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。

(2)技術提案書の無効

当該業務説明書および様式に示された条件に適合しない技術提案書または記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

また、上記２の資格要件を満たさない者の提出した技術提案書は無効とする。

(3) 作成方法

技術提案書の様式は、配布された様式を基に作成するものとし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。作成にあたっては、以下に示すほか、様式の注意事項に基づくこと。提出する様式については、別紙－２による。

なお、該当する様式に不足等がある場合は、無効となる場合があるので注意すること。

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
業務の実施方針、業務フロー、工程計画 【様式－１０－１】	・業務の実施方針、業務フロー、工程計画について簡潔に記載する。 ・Ａ４判１枚に記載する。
特定テーマに対する技術提案 【様式－１１－１、１１－２】	・１ 業務の概要、(3) 技術提案を求めるテーマ（特定テーマ）に示した、特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。 ・テーマの記述量は１テーマにつき原則Ａ４判１枚とし、業務内容に応じてＡ４判２枚までとすることができる。 ・記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、写真を用いることは支障ないが、本件のために作成したＣＧや詳細図面等を用いることは認めない。 ・実現性における類似実績の明示については、業務名およびその概要を記載するものとする。
参考見積 【様式－１２】	・本業務に係る参考見積を提出すること。 ・参考見積は、下記(4)で提示する業務規模と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。特定者には再度見積を依頼する場合がある。

(4) 業務量の目安

本業務の参考業務規模は、３３，１９８，０００円（税込み）以内とし、参考見積を超える場合は特定しない。

(5) 契約関係書類の写し

同種または類似の業務の実績として記載した業務に係る契約関係書類（契約書、特記仕様書、検査結果通知書など契約内容および履行が確認できる書類をいう。）の写しを提出すること。

ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）」で確認できる場合は、契約関係書類の写しを提出する必要はない。

(6) ヒアリング

以下のとおりヒアリングを行う。

- ① 実施場所：滋賀県庁 会議室（後日通知する）
- ② 実施日時：令和8年1月20日（火）（予定）
- ③ 開始時間：後日通知する。
- ④ 出席者：3名以内とする。ただし、予定管理技術者は必ず出席するものとする。
- ⑤ その他
 - ・実施場所、日程を変更する場合は予め通知する。
 - ・ヒアリングでは、9 技術提案書を特定するための基準の評価項目について質疑応答を行う。
 - ・ヒアリング時の追加資料の提出および提示は認めない。

1 1 技術提案書の特定方法

(1) 特定・非特定通知

技術提案書を提出した者の中から、技術評価点の合計点が最上位であるものを1者特定する。

技術提案書を特定したものには、書面により通知する。また、提出した技術提案書が特定されなかったものに対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を同じく書面により通知する。

非特定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、滋賀県知事に対して非特定理由について説明を求めることができる。

非特定理由の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により行う。

非特定理由の説明書請求の受付場所は、1 業務の概要、(8)その他、イ 担当部局と同じとし、受付時間は、土曜日、日曜日および休日を除く午前9時から午後5時までとする。

1 2 説明書の内容についての質問の受付および回答

- (1) 質問は、1 業務の概要、(8)その他、イ 担当部局に、公告に示す受付期間内に文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、電子メール（添付するファイル形式はPDF形式とすること。）、FAX、持参または簡易書留郵便による郵送のいずれの方法により提出する。

電子メール、FAXにて提出する場合は、提出先に到達したことを確認すること。

- (2) 質問書の提出にあたっては、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX番号および電子メールアドレスを併記するものとする。

- (3) 質問に対する回答は原則として、質問を受理した日から7日間（休日を含まない。）以内に、質問および回答をホームページ（URL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/boat/>）に記載する。

なお、質問の最終回答日は、次のとおりとする。

ア 参加表明書に関する質問の最終回答日：令和7年11月18日（火）

イ 技術提案書に関する質問の最終回答日：令和7年12月16日（火）

1 3 その他の留意事項

- (1) 技術提案書の作成、提出およびヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(2) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加資格停止の措置を行うことがある。

(3) 2 提案書の提出者に要求される資格要件, (1) 技術提案書の提出者, イ 同種または類似業務等の実績については、我が国の業務実績をもって判断するものとする。

(4) 特定しなかった技術提案書は、提出時に返却の意志表示があった場合に限り返却するものとする。
また、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、特定された技術提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）」における公開対象文書となる。

(5) 技術提案書の提出後は、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(6) 技術資料作成に関する手続についての問合せには応じるが、業務内容等の問合せには応じない。問合せは、文書でのみ受け付ける。

(7) 本業務における技術提案書を特定した場合は、提案したすべての者について以下の事項を速やかに公表する。公表する様式は、以下のとおりとする。

ア 提案者名

イ 各提案者の技術評価点

「配置予定技術者の経験および能力」、「実施方針」、「特定テーマ 1」、「特定テーマ 2」の 4 項目それぞれの小計および合計点を公表する。

■公表する様式

- 1 業務の名称 令和 7 年度 第 1 号 競走水面波浪調査分析業務委託
- 2 技術提案書の特定通知日 令和 8 年 1 月 23 日

提案者名	技術評価点の内訳				技術評価 点合計	備考
	予 定 技 術 者 の 経 験 お よ び 能 力	実施方針	特 定 テ ー マ 1	特 定 テ ー マ 2		
評価のウエイト	2 0 0	1 0 0	2 5 0	2 5 0	8 0 0	
A 社						
B 社		※建設コンサルタント選定委員会にて決定				特定
C 社						

D社						
E社						